

なかなか進まない通信と放送の融合

NHK改革、あるいは通信と放送の融合の問題についても、NTT問題と並んで、竹中総務相の私的懇談会や自民党の通信・放送産業高度化小委員会において検討が行われてきた。両者の改革案を調整した結果が、6月22日に、「通信と放送の在り方に関する政府与党合意」として発表された。この合意内容は7月7日に公表された経済財政運営の基本方針にも反映されている。

それによれば、NHKで制作費不正支出や受信料着服などの不祥事が相次いだのは、企業統治の仕組みが有効に機能していないためであるとして、NHKの経営監視を強めるために、意志決定機関である経営委員会を改革することとした。また、受信料不払いが対象世帯の3割に増加している問題に対しては、受信料の支払義務を法律に明記することとしたが、罰則については、今後必要があれば検討することとしている。NHKのスリム化の点では、衛星チャンネルの削減や子会社の削減を行うこととした。また、国際放送を強化するために、NHKと民放とが共同で新たな国際放送会社を設立することとなった。

政府・与党の合意によってNHK改革は前進したことは確かであるが、具体策を決めるには更に検討を深める必要があり、公共性の観点から見ると、マイナーなスポーツや演劇などを放送すべきであり、そのためには、スリム化やチャンネル削減は疑問との声もあり、実現には曲折が予想される。

一方、今回の改革案にはNHKの改革

だけでなく通信と放送の融合を含めた放送産業全体の革新をも目指したはずであるが、残念ながらこれについてはほとんど進展がなかった。

第1に、ハード・ソフト分離問題がある。地上デジタル放送で伝送路がインターネットやCATVなど多様化すれば、地上放送局の放送設備（ハード）と番組制作（ソフト）の一致に意味がないということから、ハード・ソフトの分離をすべきであるという考えである。これに対して、放送業界は強く反対し、結局ハード・ソフト一致原則は緊急災害時における迅速かつ確かな情報提供を行う上で必要不可欠な制度であり、引き続き堅持すべきであるとの結論となった。

第2に、県域単位で放送免許を与える地域免許制の問題である。わが国では地域免許制であるため、127の地上アナログ放送局があり、その多くは独自番組の制作比率がわずかに平均10%程度で、残りの番組は東京キー局から提供を受けている地方局である。こうしたことから、地域免許制を見直すべきとの意見があるが、民放連は現状のビジネスモデルを守るために強く反対しており、この見直しは中長期的な課題として先送りされた。米国では、通信法改正で放送局の再編が進んでおり、日本でも地上局の合従連衡がある程度進んだ方がよいのではないと思われる。

第3に、IPマルチキャスト放送の問題である。IPマルチキャスト放送とは、IP網上で複数の端末にテレビ画像を送信する放送のことであるが、最近では略

してIP放送と言われることが多い。このIP放送は通信の範疇に属するため、著作権法では、俳優や音楽家などの実演家から事前許諾を得ることが必要となっており、事実上禁止されているといっている。ケーブルテレビは法律上放送に分類されているので、実演家の事前許諾は不要で後から使用料を払えばよいことになっている。最近ではIP放送もケーブルテレビと同じ「有線放送」と位置づけるべきだとの意見が大勢であるが、実演家側は自らの権利が弱まりかねないと反発している。もうひとつ問題なのは、テレビ放送が地域免許制のために、IP放送も地域に限定しないと、地方放送局の経営に深刻な打撃を与えるという点である。結局、地域に限定して、地上波放送と同時刻に流すIP放送に限って、著作権法を見直すということになりそうである。テレビメーカーは2007年度中にインターネットに接続する規格を共通化した高機能の「ネットテレビ」を発売する計画であり、既得権益との争いが続きそうである。

米国では、ネットのコストは情報の受け手であるネット利用者が負担しており、グーグルやヤフーなどの送り手の負担がゼロなのはおかしいと、通信事業者が主張しており、通信事業者とネットメディアの攻防が始まっている。

このように、IP放送のようなネット配信は新しい分野であるだけに、今後も種々の問題が現れることは間違いない。